



## 梁慧星中国相続法草案（1）

西 村 峯 裕  
周 喆 喆

梁慧星教授の研究グループは以下のメンバーからなる：

中国社会科学院法学研究所研究員 民法研究室主任 孫憲忠

清華大学法学院副院長 教授崔建遠

中国社会科学院法学研究所副研究員 民法研究室副主任 鄒海林

中国社会科学院法学研究所副編審、《法学研究》雜誌副主編 張広興

中国社会科学院法学研究所副研究員 陳華彬

中国社会科学院法学研究所副研究員 經濟法研究室主任 陳甦

中国社会科学院法学研究所副研究員 渠涛

中国社会科学院法学研究所助理研究員 侯利宏

### 目 次

#### 第1章 総則

#### 第2章 法定相続

#### 第3章 遺言の処分

##### 第1節 一般規定

##### 第2節 遺言の形式

##### 第3節 遺言の内容

##### 第4節 遺言の変更及び取消

##### 第5節 遺言の効力

##### 第6節 遺言の執行

#### 第4章 遺贈扶養の協議

#### 第5章 遺産の処分

### 第1章 総則

第1条【相続の定義】①本法にいう相続とは自然人が死亡した時に法律で定める範囲の親族が死者の生前に作成した有効な遺言又は法律の規定に

に基づき死者が残した個人の適法な財産を取得することを言う。

②相続に於て生前に有した財産が死亡により他人に移転する死者を被相続人という。法に基づき被相続人の財産を相続する者を相続人という。

第2条【相続の開始時期】①相続は被相続人の死亡の時に開始する。

②前項にいう「死亡」とは生理的な死亡及び宣告死亡を含む。

第3条【同一事故に於る複数人の死亡順位の推定】相互に相続関係を有する者が同一の事故で死亡した場合於て、死亡の先順位を確定できないときは、相続人がない者が先に死亡したものと推定する。各死亡者が各自に相続人を有し、死亡者が同世代の時は、相互に相続を生じない同時死亡と推定する。死亡者の世代が異なり、下世代の者が未成年であったときは下世代の者が先に死亡したと推定し、下の世代の者が成人であるときは、上の世代の者が先に死亡したものと推定する。

第4条【相続開始地】相続は被相続人の生前の最後の住所地又は主たる遺産所在地で開始する。

第5条【法定相続、遺言相続、遺贈及び遺贈扶養協議の効力】相続はその開始の後、法定相続として処理する。遺言があるときは遺言相続又は遺贈として処理する。遺贈扶養協議があるときは遺贈扶養協議として処理する。

第6条【相続能力】相続開始の時に生存している自然人は相続することができる。

第7条【胎児の相続能力】①被相続人の死亡する前に既に受胎した胎児は相続については既に生まれた者と看做す。

②前項の規定は胎児が死んで生まれたときはこれを適用しない。

第8条【相続権の喪失】①相続人は以下の行為の一つがあるときは、相続権を喪失する。

(1) 遺産を争奪するため他の相続人を殺害したとき

(2) 故意に被相続人を殺害したとき。但し正当防衛はこの限りでない

- (3) 被相続人を遺棄し又は被相続人を虐待した状況が甚だしいとき
- (4) 遺言書を偽造し、変造し、又は廃棄し、状況が甚だしいとき
- (5) 詐欺又は強迫により被相続人の遺言の作成、変更又は取消を妨害し、状況が甚だしいとき

②相続人が前項の第(2)乃至(5)号によって相続権を喪失した場合に於て被相続人に有怨されたときは相続権を喪失しないものとしてすることができる。

③相続権の喪失事由は遺贈を受ける権利にこれを準用する。

**第9条【遺産の範囲】** ①遺産とは自然人が死亡時に残したその適法な財産をいう。

②前項に定める遺産には自然人の死亡により得べき受取人を指定していない保険金、補償金、賠償金及びその他の当該自然人の生前の行為により得べき財産上の利益を含む。

③以下の権利義務は相続の目的となることができない。

- (1) 被相続人の身体及び一身専属の人身権
- (2) 被相続人の人身に関する一身専属の債権債務
- (3) 法律に定める相続できないその他の財産

**第10条【贈与の相殺】** ①相続開始の前に、相続人が婚姻、別居、営業及びその他の事由で被相続人から贈与された財産は遺産の範囲に含まなければならない。但し被相続人が生前に反対の意思を表示しているときはこの限りでない。

②前項に定める贈与財産額は遺産分割のときに当該相続人が相続すべき分から控除しなければならない。

③贈与財産の具体的な額は贈与時の価値で計算しなければならない。

**第11条【相続回復請求権】** ①相続人の相続権が侵害を受けているときはその回復を請求することができる。

②前項に定める請求権は相続人がその相続権に侵害を受けたことを知り又は知り得べき日から2年以内にこれを行使しないときは消滅する。相続開始の時から20年間を経過したときも同様とする。

## 第2章 法定相続

第12条【法定相続の定義】法定相続とは相続人の範囲、相続の順位、相続の要件、相続分、遺産分割の原則及び相続順位を法律に直接定めている相続をいう。

第13条【法定相続の適用範囲】以下の事由の一つがあるときは、遺産に関する規定は法定相続にこれを準用する。

- (1) 遺言相続人の相続の放棄又は受遺者の遺贈の放棄
- (2) 遺言相続人の相続権の喪失又は受遺者の受遺権の喪失
- (3) 遺言相続人、受遺者の遺言者より先の死亡
- (4) 遺言の無効部分に含まれている相続財産
- (5) 遺言で処分していない相続財産

第14条【法定相続人及びその順位】

第1順位：配偶者、子女、父母

第2順位：兄弟姉妹、祖父母、外祖父母

第3順位：四親等内の親族

第15条【配偶者の定義】本法にいう配偶者は被相続人の死亡時に被相続人と適法な婚姻関係を有した者を指す。

第16条【子女の定義及び相続】①本法にいう子女とは嫡出子女、非嫡出子女、養子女及び扶養関係を有する継子を含む。

②夫婦の合意に基づき人工受精等の方法で出生し、養育された子女の親子関係は実親子関係と同一とする。

③扶養関係を有する継子女が継父母の遺産を相続したときは実父母の遺産の承継に影響しない。

④養祖父母と養孫の関係は、養父母と養子の関係と看做し、相互に第1順位相続人とする。

第17条【父母の定義及び相続】①本法にいう父母とは実父母、養父母及び扶養関係を有する継父母を含む

②扶養関係を有する継父母が継子女の遺産を相続したときは、実子女の遺産の相続に影響しない。

第18条【兄弟姉妹の定義及び相続】①本法にいう兄弟姉妹は同父母の兄弟姉妹、同父異母兄弟姉妹又は同母異父兄弟姉妹、並びに養兄弟姉妹、扶養関係を有する兄弟姉妹を含む。

②扶養関係を有する継兄弟姉妹の間で遺産を相互に相続しているときは実兄弟姉妹の遺産相続に影響しない。

第19条【代襲相続】①被相続人の子女が相続開始前に死亡し又は相続権を喪失したときは、被相続人子女の直系卑属が代襲相続するものとする。

②代襲相続は被代襲人の相続分のみを相続することができる。

③代襲相続は世代の制限を受けない。但し親等の近遠に基づいて順位を定めるものとする。

第20条【転相続】相続開始の後、相続人が相続を放棄することなく、遺産分割の前に死亡したときは、相続すべき遺産はその相続人が相続する。

第21条【相続順位の優先】先順位の相続人は後順位の相続人より優先して相続する。

第22条【共同相続】①相続開始の後、相続人が数人である時は共同相続とする。

②共同相続の場合に於て、遺産が複数相続人の共有に属するときは各共同相続人が相続すべき相続分に応じて、その権利と義務を相続する。

第23条【相続分】同順位の相続人が数人ある場合は、その人数に応じて均分に相続する。但し法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第24条【相続分の不均等】①遺産を分割するときは、生活に困難があり、労働能力が欠如する相続人に対し、これを配慮して多く分配することができる。

②遺産を分割するときは被相続人に対し主たる扶養義務を果たした相続人に対し、多く分配することができる。

③扶養能力及び扶養条件を有する相続人が、扶養義務を果たしていな

い場合に於て、遺産を分割するときは、分与せず又は少なく分与しなければならない。但し、被相続人に固定収入があり労働能力を有し、その扶養を要求しないことを明示していたときは、相続分に影響しない。

- ④相続人が協議を経て同意したときは、相続分はこれを不均等にすることができる。

**第25条【相続人以外の相続財産の受益者】** 下記の相続人以外の者は相当の遺産を得ることができる。

- (1) 被相続人の生前にこの者の継続的な扶養に依存し、労働能力が欠如し且つ生活の基盤がない者
- (2) 被相続人に対する扶養が比較的多い者
- (3) その他被相続人と特別関係を有する者

### 第3章 遺言処分

**第26条【遺言の定義】** 遺言とは自然人が法律の規定に基づき自己の財産を処分し、これに関する事務を手配し、死亡後にその効力を生ずる単独民事行為をいう。

**第27条【代理の禁止】** 遺言は遺言者自ら行うものとする。第三者が代理して行った遺言は無効とする。

**第28条【遺言自由の原則】** 自然人は本法に基づき遺言をすることができる。法定相続人中の1人又は数人がその遺産を相続することを指定することができる、又はその個人財産を国家、集団若くは法定相続人以外の者に贈与することができる。

**第29条【遺留分】** ①遺言者が遺言をするときは、予め相続人に法律に定める遺留分を残すものとし、且つそれに負担を附してはならない。遺言者が遺留分に対し行った法律の規定に反する遺言処分は無効とする。

- ②被相続人が死亡する前に、遺留分の相続人が遺留分を放棄する旨の意思表示は無効とする。

- ③本法に定める第1順位、第2順位の法定相続人は遺留分の相続人とす

る。

第30条【遺留分の確定】①第1順位法定相続人の遺留分はその相続分の2分の1とする。

②第2順位法定相続人の遺留分はその相続分の3分の1とする。

③遺留分の相続順位は法定相続人の相続順位に準ずる。

第31条【遺留分の喪失】相続人が本法の規定に基づき相続権を喪失したときは、その遺留分の権利も同時に消滅する。

第32条【遺言の適法原則】遺言者が遺言をするときは、法律の規定及び社会公共の道徳に反してはならない。

第33条【遺言能力】①遺言者が遺言をするときは民事行為能力を有しなければならない。制限民事行為能力者、民事行為無能力者が行った遺言は無効とする。

②遺言者の遺言能力はその遺言を行う時を基準とする。

③民事行為無能力者が行った遺言は、その後民事行為能力が回復しても、猶無効とする。遺言者が遺言の時に、民事行為能力を有していたときは、その後民事行為能力を喪失しても、遺言の効力に影響しない。

## 第2節 遺言の方式

第34条【遺言の方式】遺言の方式は公証遺言、自筆遺言、代筆遺言、録音遺言及び口頭遺言など法律に定める方法で行うことができる。

第35条【公証遺言】①公証遺言は、遺言者が公証機関を経てこれを行う。公証遺言は遺言者自ら公証を申請するものとし、他人に委託してこれを行ってはならない。

②遺言の公証を行う場合は2人以上の公証人が立会うものとする。公証人が遺言の公証事務を行うときは、回避手続を遵守しなければならない。

③遺言者は公証人の面前で書面又は口頭の方法を以って、遺言の内容を口授しなければならない。遺言者が自筆で遺言書を作成するときは、

遺言書に氏名を自書し、且つ年月日を明記しなければならない。遺言者が遺言を口授するときは、公証人が記録し且つ遺言者にこれを読み聞かせ、誤りがないことを承認した後、立会いの公証人又は遺言者が署名し、且つ遺言の年月日を明記しなければならない。

- ④公証人が公証遺言の事務を行うときは、関連事項について審査を行わなければならない。審査の内容は遺言者の遺言能力、遺言の意思表示の真実性、遺言の方式の適法性及び公証規則に基づき審査を行わなければならないその他の事項を含む。

**第36条【自筆遺言】** ①自筆遺言は遺言者が自筆で遺言の全部の内容を記載し且つ署名し、年月日を明記しなければならない。

- ②自然人の遺言が死後の個人財産の処分の内容に関わる場合に於て、死者の真実の意思表示であることが確定され、本人の署名があり、年月日が明記され、且つ相反する証拠がないときは、自筆遺言と看做す。

**第37条【代筆遺言】** ①遺言者は遺言の内容を口授し、且つ他人に遺言を代筆させることができる。

- ②代筆者は遺言者の意思表示を忠実に記録しなければならない。遺言者の意思表示を無断で改め又は修正してはならない。
- ③代筆遺言は2人以上の証人が立ち会い、その1人が代筆し、年月日を明記し、且つ代筆者、その他の証人及び遺言者がこれに署名しなければならない。

**第38条【録音遺言】** ①遺言者は録音（録画、レーザーディスクその他の電子データ保存）の方法を以って、遺言を行うことができる。録音の方法で遺言をするときは、2人以上の証人が立会わなければならない。

- ②録音遺言は遺言者自ら作成し、遺言者が遺言を録音し作成した後、遺言を録音しているテープを密封して保存し、遺言者及び証人はその密封した録音遺言を緘封しその上に署名し且つ年月日を明記しなければならない。
- ③録音遺言は証人、相続人、受遺者及びその他の利害関係人が全員の立会を得て、全員の面前で開封しなければならない。



第39条【口頭遺言】①遺言者は危急時に、口頭遺言を行うことができる。

②遺言者が前項の規定に基づき遺言を行う場合は、2人以上の証人が立会わなければならない。遺言者がその他の方法で、遺言の真実の意思を証人に告知することができたときは、証人は現場に立ち会わないことができる。証人は直ちにその遺言の内容を書面の方法で作成し、遺言の作成時間を明記して署名しなければならない。危急状況が止んだときは直ちに相続人、受遺者又はその他の利害関係人にこれを交付しなければならない。

③危急状況が止んだ後、遺言者がその他の方式で遺言をするときは、その口頭遺言は危急状況が止んだ日から2週間後に効力を失うものとする。

第40条【遺言の立会人】①遺言の証人は遺言の真実性を証明する第三者である。遺言の証人は遺言者が遺言を行う時に自らこれを指定するものとする。危急時には、指定を得ることなく、口頭遺言の真実性を証明することができる民事行為能力を有する者を遺言の証人とすることができる。

②以下の者は遺言の証人となることができない。

- (1) 民事行為無能力者、制限民事行為能力者
- (2) 相続人、受遺者とその配偶者又はその他の直系血族
- (3) 相続人、受遺者及び利害関係を有するその他の者

## 付録 梁慧星中国物権法草案（6）補遺

第347条から第357条までがフロッピーに入力する際に、何らかの理由で脱落したので、深くお詫びするとともにここに補うこととする。

### 第3節 企業財産集合抵当

第347条【企業財産集合抵当の定義】企業財産集合抵当とは、企業が所有

する異なる種類の特定財産の集合を目的物とし、これを目的として設定する抵当権を指す。

第348条【財団抵当の財産種類】①集合抵当設定可能な企業財産は、企業が所有する又は法に基づき処分権を有する以下の財産を含む。

(1) 企業が所有する建物及びその他の定着物、又は法に基づき処分権を有する国有建物及びその他の定着物

(2) 企業が法に基づき処分権を有する敷地利用権及び農地利用権、並びに建築物に対し取得した典権

(3) 企業が所有する又は法に基づき処分権を有する機器、交通運輸工具及びその他の動産

(4) 企業が取得した特許権、登録商標専用権

②本法及びその他の法律の規定に基づき、抵当が禁止された財産は、集合抵当財産の構成部分となることができない。

第349条【抵当財産目録の作成及び登記】企業に財産集合抵当を設定するときは、抵当財産目録を作成し、且つ登記しなければならない。

第350条【集合抵当財産の単独譲渡及び強制執行の禁止】集合抵当財産は単独に譲渡し又は設定者である普通債権者の利益のため強制執行することができない。

#### 第4節 企業担保

第351条【企業担保権の定義】企業担保権とは、企業の総財産から他の債権者に優先して債務の弁済を受けることができることを指す。

第352条【被担保債権】会社法人は銀行から金銭を借り入れ又は社債を発行するときは、企業担保を設定することができる。

第353条【企業担保の設定及び登記】①企業担保権設定契約は公正証書を作成し、且つ会社の主たる営業所所在地の工商行政管理機関の企業法人登記簿に記載しなければならない。

②企業担保権は登記を経ることなしには、設定の効力を生じない。

第354条【企業担保権の確定前の効力】企業担保権の効力は企業担保権を

設定した後会社の総財産に及ぶ。但し企業担保権を設定した後会社経営中に処分した財産に対しては追及効が及ばない。

第355条【企業担保権の確定後の効力】①企業担保は企業担保権の実行又は設定した会社の破産によって特定担保に転換する。

②企業担保権者は企業担保権が実行され、企業が合併し又は人民法院が破産事件を受理したときは会社に属する財産につき、他の債権者に優先して弁済を受けることができる。

第356条【企業担保及びその他の担保物権との関係】①企業担保権の担保物の上にその他の担保権が存在するときは、各権利者が弁済を受ける順位は以下の通りとする。

(1) 同一会社の財産の上に複数の企業担保権が存在するときは、各担保権者の弁済を受ける順位は登記の先後による。先順位の者が先に弁済を受ける。順位が同じ企業担保権は債権額の割合に応じて弁済を受けることができる。

(2) 企業担保の目的物の上に法定担保権が存在するときは、法定担保権者は企業担保権者に優先して弁済を受けることができる。企業担保権設定契約の当事者双方が法定担保権を排除し、順位を優先させる旨の約定は無効とする。

(3) 企業担保権を確定する前に成立した特定の担保物権は、企業担保権に優先する。

第357条【企業担保権の実行及び総財産の管理】①企業担保権の実行及び会社の総財産の管理は、以下の方法により行う。

(1) 企業担保権の実行は担保権者が法院に担保権実行を申立て、法院の審査を経、企業担保権実行の決定を行った時に開始する。法院が企業担保権実行を決定したときは、同時に会社総財産の差押の公告を公布しなければならない。

(2) 会社の総財産は財産管理人がこれを管理する。財産管理人は法院が企業担保権実行の申込者の意見を聴取して後これを選任する。

- (3) 法院が企業担保権実行を決定したときは、公告しなければならない。会社の財産管理人は、同時に会社の主たる営業所所在地の工商行政管理機関の企業法人登記簿に企業担保権実行開始を記載しなければならない。
- (4) 第3号の公告及び登記を行っていないときは、法院の会社の総財産に対する差押は善意の第三者に対抗することができない。